



KOYAMA

ACCOUNTING

OFFICE

KOYAMA

KOA

INFORMATION

税理士法人 小山会計

2022
5月



13日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
 TEL : 0268-22-7615
 FAX : 0268-22-7617
 E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
 URL : <https://www.koa-g.com/>

2022年6月の予定

- ・税務署長から令和4年分所得税の予定 納税額の通知 (15日迄)
- ・個人住民税第1期分の納付
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 期限=支払い後5日以内



2022年7月の予定

- ・納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 期限=10日迄
- ・所得税予定納税額の減額承認申請 期限=15日迄
- ・所得税予定納税額第1期分の納付 期限=31日迄
- ・固定資産税及び都市計画税第2期分の納付
- ・労働保険概算・確定保険料の申告及び納付 期間=6/1～7/10
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届 期限=10日迄

2022年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2022年 7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

■は事務所全体が休みです。

税理士法人小山会計 創立五十周年のご挨拶

そんな中、私たち小山会計がおかげさまで何とか存続してこれまでのご支援によるものと本当に改めて肝に銘じております。

それが今は、すべてパソコン、スマホ等を利用したIT化に切り替わっております。皆様方経営者を取りまく経営環境も激変していることと思います。

この五十年は本当に激動の連続であつたと思います。五十年前、私たち会計事務所は、そろばんを使つて帳簿を手書きで作成していました。

さて私たち小山会計は、このたび創立五十周年を迎えました。今は亡き会長 小山秀典が個人事務所を開業し、後に税理士法人となり、今日まで歩んでくることができました。これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と、社員一同心より深く感謝申し上げます。

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念いたしますとともに、今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

略儀ではございますが、この書面をもちまして日頃のご愛顧への御礼と創立記念のご挨拶とさせていただきます。

しかし、どんな局面を迎えてもお客様のお役に立ちたい、そして少しでも地域経済の発展に貢献したいという念(おも)いは、決して失わない所存でございます。

今後も世の中の環境は大きく変化し、当法人も事業承継という重大な局面を迎えます。



税理士法人小山会計

代表社員 小山 秀喜

【国際課税】

デジタル課税・最低税率制度について



2021年10月8日に経済協力開発機構（OECD）にて検討されていたデジタル課税と最低税率制度の主要項目について最終合意されました。

開始目標は2023年になっております。

世界の課税ルールの大きな変更になるこの2つの項目について、まとめてみようと思います。

1. デジタル課税

現在の原則は、企業が外国で事業を行っている場合に、その国に工場や支店等の恒久的施設がなければ、その国は企業の事業所得に課税できないというものがあります。

例えば、IT企業がインターネットを通じて現地（市場国）に物理的拠点を設けずにサービスを提供した場合、市場国はその企業に課税できません。

このような問題に対処するため、市場国での課税権を認めることになりました。

課税金額は、収益に対して10%を超える金額の25%を市場国で配分します。



2. 最低税率制度

多国籍企業グループが進出先の国で負担している法人税の実効税率（税額／所得額）が最低税率を下回っている場合に、その国の子会社ごとに計算される上乗せ課税額を、グループ内の別の会社に負担させます。

最低税率は15%と決定されました。

例えば、日本親会社の企業がケイマン諸島に子会社があり、子会社の実効税率が0%の場合に、ケイマン諸島にある子会社の所得に対して日本親会社が15%課税されるようになります。

これらの新課税権の導入には、多国間条約の締結、各国の法律の改正が必要となり、2023年の適用時期は遅れる可能性もありますが、引き続き注視していきたいと思います。

東アジア進出支援室長 高松俊昭

新・退職所得の受給に関する申告書 ～改正点と概要～

2022年に入って、退職金支給時に受給者から提出を受ける申告書が2回改正されています。これらの改正点と、新しい申告書の概要を確認します。

支給時の源泉徴収事務

退職手当等を支給する際には、原則、源泉徴収事務が発生します。具体的には退職手当等に対して源泉所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）と住民税を計算して差し引き、原則、翌月10日までに納める手続等を行います。退職手当等の受給者へは、原則、支給時に支払明細書、退職後1ヶ月以内に源泉徴収票・特別徴収票をそれぞれ交付します。

差し引く源泉所得税の計算方法は、「**退職所得の受給に関する申告書**」の提出があるかないかで、次のとおり異なります。

提出有無	計算方法
提出あり	退職手当等の受給者の勤続年数等に応じた計算式により計算（住民税は未提出でもこの計算を準用）
提出なし	退職手当等に対して 20.42% の税率を乗じて計算

「退職所得の受給に関する申告書」（住民税は「退職所得申告書」として兼用）は、退職手当等の受給者がその支払を受ける時までに支払者へ提出する書類です。この提出を受けた支払者は、提出期限の翌年1月10日から7年間保管し、その間に税務署長から求めがあった場合は税務署へ提出します。

申告書の改正

「退職所得の受給に関する申告書」は、**2022年（令和4年）1月と4月に改正**がありました。

いずれも以下の令和3年度税制改正に伴い、改正されたものです。

(1) 【1月】勤続年数5年以下の者への退職手当等に係る課税の改正

退職所得の金額は、原則、次の算式により計算します。

$$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$$

ただし、**勤続年数5年以下の者**の退職手当等（税法上の役員等の立場で受けた退職手当等を除く）について、**退職所得控除額を控除した残額が300万円を超えるとき**は、上記算式ではなく、次の算式により退職所得の金額を計算する改正が行われました。この改正は、2022年1月1日以後支払われるべき退職手当等からの適用です。

$$\begin{aligned} & [(収入金額 - 退職所得控除額) > 300\text{万円の場合}] \\ & 150\text{万円} + (\text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})) \end{aligned}$$

(2) 【4月】確定拠出年金法改正に伴う改正

確定拠出年金法が2020年に改正され、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始時期が、2022年4月1日から次のようになりました。

改正前	改正後
加入者資格喪失後の 60歳から70歳までの範囲 で選択可	加入者資格喪失後の 60歳から75歳までの範囲 で選択可

この改正に伴い、退職所得控除額の特例計算の適用要件の一つ、“**その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合の期間**”について、次の

改正がありました。この改正は、2022年4月1日以後に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用します。

改正前	改正後
14年内	19年内

新しい申告書

2022年以降に「退職所得の受給に関する申告書」を作成する場合、①1月から3月まで、②4月以後、とで異なります。ここでは、②の「退職所得の受給に関する申告書」をもとに概要を確認します。

[退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 (2022年4月以後)]									
[A] すべての人が記載します。 他に退職手当等の支払を受けたことがなければ、これより下 ([B] 以下) の記載は不要です。									
<p>(用語の定義)</p> <p>①特定役員等勤続期間 …特定役員退職手当等^{*1}に係る勤続期間</p> <p>②短期勤続期間 …短期退職手当等^{*2}に係る勤続期間</p> <p>③一般勤続期間 …一般退職手当等^{*3}に係る勤続期間</p> <p>④年数…1年末満の端数切上げ ([B] 以下も同様)</p> <p>*1 税法上の役員等としての勤続年数（以下、特定役員等勤続年数）が5年以下である人がその特定役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの</p> <p>*2 短期勤続年数（税法上の役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等としての勤務期間がある場合はその期間を含む）に対応する退職手当等のうち、特定役員退職手当等以外のもの</p> <p>*3 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外のもの</p>									
[B] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。 ※他の退職手当等に係る源泉徴収票・特別徴収票の写しを添付									
<input type="checkbox"/> 本年内 に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合									
[C] 次に該当する場合に記載します。[E] も記載。									
<input type="checkbox"/> 前年以前4年内 （その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19年内 ^{*4} ）に退職手当等の支払を受けたことがある場合 ※3月末までは14年内									
[D] 次に該当する場合に記載します。									
<input type="checkbox"/> [A] 又は [B] の退職手当等に係る勤続期間のうちに、 前に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部 でも通算されている場合									
[E] [B]又は[C]の記載対象者が記載します。									
<p>すべての人が記載します。 支払者の法人番号（個人番号）以外を記載します。</p>									
<p>申告書の出典：国税庁HP「[手続名]退職所得の受給に関する申告（退職所得申告）」令和4年4月1日以後 退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書） https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/391-2.pdf</p>									
<p>申告書の裏面には「申告書の書き方」があります。 詳細はそちらでご確認ください。</p>									

参考：国税庁 HP「令和4年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdf ほか

職員コラム



「家 族」

平林 恵美子

2021年 7月 青く澄み渡る夏空・・・4連休の中日 15年近く一緒に暮らしてきたボーダーコリーのNANAが突然亡くなりました。病気は何一つなく、年齢的に耳の聞こえが悪くなり、長い距離の散歩は行かれなくなったことくらいで食欲も元気もあり・・・何があったのだろう・・・あまりにもあっけなく亡くなってしまったことと、動物は何も言えないから色々なことを考え、しばらくペットロスになりました。

家に帰るとNANAの家をみたり、話しかけたり、どこにいるのだろう…とか。

15年間、3人の子供達とともに成長し、子供達はそれぞれ仕事の関係や結婚で実家を離れ、少しゆっくりとした時間が流れ始めていた時だったので、家族が一人（一匹）いなくなったりした淋しさが続きました。

数か月たった頃、なにか淋しくて、Facebookなどで里親募集の情報を見るようになりました。

動物はお金もかかるし、お世話の時間もそれなりにかかります。でもそれ以上に純粋に癒されます🍀

またあんな淋しい思いはしたくないと思いながらも、たくさんの飼い主さんの事情で家のない動物やブリーダー崩壊の記事を見て一匹でも・・・助けてあげたい気持ちが強くなり、友達からの情報もあり、12月に新しい家族を迎えることになりました。

テリア系MIXです。

15年前子供達と一緒にいた時は、子供達がそれなりに世話をしたりしてくれていたことを実感しました。今、主人と母と三人の生活の中で、そのちびっここのワンコに振り回されています。現在6か月になりましたが、まだ結構大変です。

部屋に誰もいなくなると、ドアはガリガリ、トイレシートはビリビリ、お水は飲みながら歩いてフローリングはビショビショ、先住猫を追い掛け回す・・・。



でも縁があってうちの家族になったのですから、このワンコが一生淋しくないように愛情を注いで、ずっと一緒にこの先歩んでいくつもりです❤️

※10月10日生まれなので…テンちゃんと名付けました。♀

創立五十周年記念動画 公開中！



私たち税理士法人小山会計は、創立五十周年を迎えた記念として、「小山会計50th fix」という動画を作成し、現在 YouTube 上で公開しております。

この動画では、五十年前に先代の小山秀典が今の税理士法人小山会計の始まりとなる「小山税務会計事務所」を

開業した時から現在に至るまでの記録や、私たちの大切なお客様の日々のご様子を、本当に少しですが紹介させていただいております。

五十周年の節目に、先代の小山秀典がこよなく愛した「桜と和」をテーマとした動画になっておりますので、よろしければ皆様ぜひご覧下さい。

記念動画をご覧いただくには、下記のQRコードを読み込んでいただぐか、税理士法人小山会計のHPにアクセスしてください。



小山会計ホームページ URL <https://www.koa-g.com/>



～お知らせ～
個人住民税特別徴収の納期の特例を申請している方は、
12月分から5月分までの個人住民税の納付期限は6月10日です。

編 集 後 記

ある日、冷蔵庫から牛乳を取り出して飲もうとしたら…なんと賞味期限が2日過ぎていました…。2日位大丈夫かなあ…飲んでしまおうかとも一瞬思いましたが、お腹が弱い私は断念し、何か他に使い道はないかと確認しました。すると結構いろいろな使い道があり、びっくりしました。それは、①「美白に効果がある牛乳風呂に」 牛乳の量は1回につき500mL～1Lが適量であり、お湯の温度はぬるめの38～40°C位がいいそうです。但し、人体への影響を考え賞味期限切れ1週間程度までの牛乳を使いましょう。②「観葉植物のお手入れに」 牛乳を含ませたティッシュペーパーで観葉植物の表面を拭くと、牛乳の脂肪分の効果でつやが出ます。また、水で薄めた牛乳をスプレーで吹きかけると、害虫の駆除にもなります。但し、大量に吹きかけると植物の成長を阻害する場合もあるので注意が必要です。③「トイレのお掃除に」 牛乳を直接トイレにかけ、ブラシでこすった後に流すだけ。古くなった牛乳から出るアンモニア成分が汚れ落としに効果があるそうです。④「床のワックスがけに」 水で薄めた牛乳でフローリングの床を拭くと、艶が出てピカピカになります。においが気になるときは、最後に空拭きをするといいようです。こんなに使い道があるなんて、牛乳は本当に万能なんですね！しかし使い道は沢山あってもやはりもったいないので、牛乳はなるべく賞味期限内に飲み切った方がいいですね。

(編集担当 萩原)